

令和7年度米流通効率化支援事業費補助金（精米事業者等共同化推進事業及び小売事業者等・産地連携モデル化推進事業）に関する交付規程

令和8年3月26日

（通則）

第1条 米流通効率化支援事業補助金のうち、精米事業者等共同化推進事業及び小売事業者等・産地連携モデル化推進事業に係るもの（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、米流通効率化支援事業補助金交付等要綱（令和8年1月5日付け7農産第3863号農林水産省事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び米流通効率化支援事業実施要領（令和8年1月5日付け7農産第3866号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）の定めによるほか、この交付規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、米の流通の合理化・効率化に向けて、精米事業者や食品小売事業者等が行う実証等に必要経費を補助することを目的とする。

（交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額）

第3条 この補助金は、交付等要綱第4（1）精米事業者等共同化推進事業及び（2）小売事業者等・産地連携モデル化推進事業を行う事業実施主体（以下「間接補助事業者」という。）に対し、各々の事業を実施するために必要経費のうち、補助金の交付対象として農林水産大臣（以下「大臣」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、米の流通連携支援コンソーシアムが、大臣から交付決定された補助金の額の範囲内で交付する。

ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、この補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の範囲は、本事業を実施するために直接必要な別表1-1の第2又は別表2-1の第2に定める経費であって、各々の事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとし、その経理に当たっては、別表1-2又は別表2-2に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

経費の算定に当たっては、交付等要綱第4（1）及び（2）の事業の各々の実施期間中における所要額を算出するが、実際に交付される補助金の額は、別表1-1の第4又は別表2-1の第4に定める額を補助上限とするほか、間接補助事業者から提出された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることから、所要額と補助金の額は必ずしも一致しない。

また、所要額は、千円単位（千円未満切り捨て）で計上するものとし、これに本事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定するものとする。

なお、次の経費は事業の実施に必要なものであっても、補助金の交付対象としない。

- （1）建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費
- （2）国等の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- （3）事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- （4）補助金の交付決定前に発生した経費
- （5）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）。ただし、

申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(6) その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

3 別表1-1第1の事業にかかる間接補助事業者の要件

精米事業者（自らがとう精した袋詰精米等を販売する米の卸売業者及び小売業者をいう。以下同じ。）を構成員とする共同事業体であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 日本国内に所在する5以上の精米事業者により構成され、当該構成員の米穀の年間取扱数量の合計が1,500玄米トン以上の共同事業体であること。

(2) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する共同事業体であること。

(3) 代表者の定めがあり、かつ、共同事業体を構成する全ての精米事業者の同意を得た規約書、構成する全ての精米事業者が交わした協定書又は構成する全ての精米事業者間での契約締結書をあらかじめ作成していること。

(4) 定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規約（これに準ずるものを含む。）を作成していること。

(5) 代表者又は代表者が指名する者が、補助金に係る会計等の全ての手続きを担うこと。

(6) 本事業により得られた成果について、公益の利用に供することを認めること。

(7) 共同事業体を構成する精米事業者の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 別表1-2第1の2の事業にかかる間接補助事業者の要件

一般消費者に米穀を含む食品を小売販売する事業者（以下「食品小売事業者」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 日本国内に所在する法人であって、複数の都道府県に店舗等を展開（北海道に限っては、都道府県への店舗等の展開の有無によらず、複数の道振興局の管轄地域に店舗等を展開する場合も可とする。）し、かつ、袋詰精米等の米穀の年間取扱数量の合計が1,000精米トン以上であること。

(2) 多収品種や直播栽培等、米穀の生産性向上に取り組む産地（個人、法人又は団体等）と長期契約（令和8年産米を起点とする3年以上の契約であって、数量及び価格に関することを含む。）の計画があること。

(3) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する法人であること。

(4) 定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規約（これに準ずるものを含む。）等及び決算書等を作成していること。

(5) 本事業により得られた成果について、公益の利用に供することを認めること。

(6) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書に米の流通連携支援コンソーシアムが定める書類を添付して、別に定める時期までに米の流通連携支援コンソーシアムに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補

助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定の通知)

第5条 米の流通連携支援コンソーシアムは、第4条1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、次の(1)に掲げる書類確認、事前整理等を行った後、米の流通連携支援コンソーシアムが別に定めるところにより設置する選定審査委員会の審査を経て、間接補助事業者として適当と認められる者の順に、米の流通連携支援コンソーシアムが大臣から交付決定された補助金の額の範囲内で候補(以下「間接補助金交付候補者」という)を選定するものとする。

(1) 審査の手順

審査は、以下の手順により実施する。

① 書類確認

提出された申請書類について、申請書類の内容を確認し必要に応じて問合せをする。

なお、応募団体の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外される。

② 事前整理

米の流通連携支援コンソーシアムにおいて、提出された申請書類について事前整理を行う。

③ 選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において次の(2)及び(3)に基づく審査を実施し、間接補助金交付候補者を選定する。

なお、選定審査委員会議事及び審査内容については非公開とし、審査委員には、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守を義務付けるものとする。

(2) 審査の観点

審査は、間接補助事業者の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに加算的要素等を勘案して総合的に行う。

(3) 審査の基準

① 間接補助事業者の適格性については、次の項目について審査するものとする。

なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、適正化法第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る間接補助事業者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

I. 実施体制の適格性

II. 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等

② 事業内容及び実施方法については、次の項目について審査するものとする。

I. 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性

II. 実施方法の効率性

III. 経費配分の適正性

③ 事業の効果については、次の項目について審査するものとする。

I. 期待される効果

II. 波及効果

④ 加算的要素については、次の項目について審査するものとする。

I. 行政施策との関連性

II. 規模、範囲又は密度等の経済性及び競争優位性

(4) 審査結果の通知

選定審査委員会による審査で、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行

い、交付決定通知書を間接補助金交付候補者に送付するものとする。この場合において、米の流通連携支援コンソーシアムは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、申請者の同意を得た上での修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

- 2 米の流通連携支援コンソーシアムは、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 米の流通連携支援コンソーシアムは、前項の通知に際して第6条に規定する条件のほか、必要な条件を付することができるものとする。
- 4 米の流通連携支援コンソーシアムは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 米の流通連携支援コンソーシアムは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 間接補助事業者は、適正化法、適正化法施行令、交付規則、交付等要綱、実施要領のほか、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行うべきこと。
- (2) 間接補助事業者は、第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかに様式第2による申請取下げ届出書を米の流通連携支援コンソーシアムに提出すべきこと。
- (3) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第10条に従うべきこと。
- (4) 間接補助事業者は、第9第1項各号のいずれかに該当する計画変更等を行う場合は、あらかじめ米の流通連携支援コンソーシアムの承認を受けるべきこと。
- (5) 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、第12条の規定に基づき速やかに米の流通連携支援コンソーシアムに報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 間接補助事業者は、米の流通連携支援コンソーシアムが、第13条及び第14条に規定する間接補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る間接補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、米の流通連携支援コンソーシアムの指示に従うべきこと。
- (7) 間接補助事業者は、米の流通連携支援コンソーシアムが第19条第1項の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は変更したときは、これに従うべきこと。
- (8) 間接補助事業者は、米の流通連携支援コンソーシアムが第19条第2項の規定に基づき補助金の全部又は一部の返還を命じたときは、米の流通連携支援コンソーシアムが指定する期日までにこれを返還するとともに、第20条の規定に基づく加算金を併せて納付すべきこと。
- (9) 間接補助事業者は、米の流通連携支援コンソーシアムが第13条の規定に基づき、間接補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査・検査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 間接補助事業者は、第22条の規定に基づき、間接補助事業の実施により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ米の流通連携支援コンソーシアムの承認を受けるべきこと。
- (11) 間接補助事業者は、第22条第3項、第23条及び第24条の規定に基づき、取得財産等の処分により収入が生じたとき及び補助対象となる設備、機器類の利用により収入が生じたと

き、又は補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、米の流通連携支援コンソーシアムに報告すべきこと。また、米の流通連携支援コンソーシアムの請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

(12) 間接補助事業者は、第26条及び第30条の規定に基づき、本事業の実施により知り得た情報について、適切な情報管理を行うとともに、その機密等の保持、個人情報の保護等を行うべきこと。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に様式第2による申請取下げ届出書を米の流通連携支援コンソーシアムに提出し、その承認を得なければならない。

(間接補助事業の経理等)

第8条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその使途及び収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から5年間、米の流通連携支援コンソーシアムまたは農林水産省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

3 間接補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、様式第10の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(計画変更等の承認等)

第9条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による計画変更等承認申請書を米の流通連携支援コンソーシアムに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 間接補助事業者の変更があるとき。

2 米の流通連携支援コンソーシアムは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 米の流通連携支援コンソーシアムは、第1項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。

(契約等)

第10条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 間接補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、様式第4による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない
- 3 間接補助事業者は、間接補助事業のうち間接補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。
- 4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を講じなければならない。
- 5 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、農林水産省から指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、米の流通連携支援コンソーシアムの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 6 米の流通連携支援コンソーシアムは、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して農林水産省からの指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は米の流通連携支援コンソーシアムから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 前6項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第11条 間接補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を米の流通連携支援コンソーシアムの承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 米の流通連携支援コンソーシアムが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が米の流通連携支援コンソーシアムに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、米の流通連携支援コンソーシアムは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。
 - また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が米の流通連携支援コンソーシアムに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) 米の流通連携支援コンソーシアムは、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 米の流通連携支援コンソーシアムは、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、米の流通連携支援コンソーシアムが行う弁済の効力は、米の流通連携支援コンソーシアムが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事業遅延の届出)

第12条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による遅延届出書を米の流通連携支援コンソーシアムに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、米の流通連携支援コンソーシアムの要求があったときは速やかに様式第6による事業遂行状況報告書を米の流通連携支援コンソーシアムに提出しなければならない。

2 前項による報告のほか、米の流通連携支援コンソーシアムは、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、間接補助事業者に対して当該間接補助事業の遂行状況について報告のほか、必要な調査・検査等を求めることができる。

(実績報告)

第14条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は米の流通連携支援コンソーシアムが定める期日のいずれか早い日までに、様式第7による実績報告書を米の流通連携支援コンソーシアムに提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、あらかじめ様式第5による遅延届出書を提出し、米の流通連携支援コンソーシアムの指示を受けなければならない。

3 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 間接補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第8による消費税仕入控除税額報告書により速やかに米の流通連携支援コンソーシアムに報告するとともに、米の流通連携支援コンソーシアムによる返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 米の流通連携支援コンソーシアムは、第14条第1項に定める実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、その報告に係る間接補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものかを確認し、適合すると認めたときは、間接補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定し、額確定通知書により間接補助事業者速やかに通知するものとする。

2 米の流通連携支援コンソーシアムは、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 米の流通連携支援コンソーシアムは、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(額の再確定)

- 第16条 間接補助事業者は、第15条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、米の流通連携支援コンソーシアムに対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14条第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 米の流通連携支援コンソーシアムは、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15条第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の支払)

- 第17条 米の流通連携支援コンソーシアムは第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に間接補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による精算（概算）払請求書を米の流通連携支援コンソーシアムに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかに米の流通連携支援コンソーシアムに報告しなければならない。
- 2 米の流通連携支援コンソーシアムは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第19条 米の流通連携支援コンソーシアムは、第9条第1項第3号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 間接補助事業者が、法令、交付等要綱、実施要領及び本規程又は法令、交付等要綱、実施要領若しくは本規程に基づく米の流通連携支援コンソーシアムの処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 間接補助事業者が、米の流通連携支援コンソーシアムが交付した補助金を間接補助事業以外の用に使用した場合
 - (3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 米の流通連携支援コンソーシアムは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 米の流通連携支援コンソーシアムは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。
 - 4 米の流通連携支援コンソーシアムは、第1項の規定による取消しをした場合において、第2項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 5 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(加算金の計算)

第20条 米の流通連携支援コンソーシアムは、前条第4項にいう加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 米の流通連携支援コンソーシアムは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第22条 間接補助事業者は、取得財産等については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 間接補助事業者は、取得財産等の処分により収入が生じたとき、及び補助対象となる設備、機器類の利用により収入が生じたときは、その収入の全部又は一部を米の流通連携支援コンソーシアムに納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、米の流通連携支援コンソーシアムが別に定める期間とする。

3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ米の流通連携支援コンソーシアムの承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(残存物件の処理)

第24条 間接補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を米の流通連携支援コンソーシアムに報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

第25条 間接補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに補助事業の実施又はその成果により相当の収益を生じたときは、その旨を米の流通連携支援コンソーシアムに報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合その他補助事業者に前項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと米の流通連携支援コンソーシアムが認定したときは、米の流通連携支援コンソーシアムは当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(情報管理及び秘密保持)

第26条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはなら

ない。なお、情報のうち、間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。
- 3 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（知的財産権の帰属）

第27条 本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等いわゆる知的財産に係る権利をいう。）が発生した場合、その知的財産権は間接補助事業者

- に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守するものとする。
 - （1）本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく米の流通連携支援コンソーシアムに報告すること。
 - （2）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求める場合には、無償で国に許諾すること。
 - （3）当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
 - （4）本事業期間中及び本事業終了後において、補助事業者及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡する場合には、事前に米の流通連携支援コンソーシアムと協議して承諾を得ること。

（補助事業における利益等排除の取扱い）

第28条 間接補助事業者は、補助事業において、補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、別添のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第29条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第30条 間接補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

附則

この規程は、農林水産大臣が承認した日から施行する。

補助事業における利益等排除の考え方

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1—1

第1 事業内容	第2 間接補助対象経費の範囲	第3 補助金の予定額	第4 補助率
<p>1. 精米事業者等共同化推進事業</p> <p>(1) 精米事業者等共同化調査・モデル化対策 精米事業者等が共同事業体による米流通の合理化及び効率化に向けた物流等の共同化を推進するための調査・モデル化等の取組を支援する。</p>	<p>(1) 間接補助事業者が行う事業に要する次の経費 ①共同事業体の運営に必要な会議等経費及び調査等経費、その他組織の管理・運営に必要な事務経費 等 ②モデル等の構築等に必要なた送料（積載量10ト程度大型車を使用する場合に限る。）、保管料（@倉庫業法（昭和31年法律第121号）に定める倉庫業を営む者に寄託する場合は保管料、⑤共同事業体の構成員が所有する倉庫を共同利用する場合は、保管期間中に負担した固定費、レンタル料又はリース料（@フォークリフト、パレット、その他米穀の輸送又は保管、荷役若しくは小分け・包装等に供する機械・器具、⑥会計管理、輸送管理又は在庫管理等に供するソフトウェア）等</p>	90,000千円	<p>定額</p> <p>①採択1件当たりの補助上限は1,375千円とする。</p> <p>②採択1件当たりの補助上限は20,000千円とする。</p>

別表 1 - 2

費 目	経費の内容
人件費	<p>事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。</p> <p>人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付すること。</p> <p>なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。</p>
謝金	<p>事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>単価については、補助事業者の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p>
賃金	<p>事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、間接補助事業が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とする。</p> <p>単価については、補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となる。</p> <p>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにする必要がある。</p> <p>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。</p>
旅費	<p>交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施に必要な旅費とする。単価については、間接補助事業者の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用する等最も安価なチケット等を利用するよう努めるものとする。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出するものとする。なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）、領収書、搭乗証明書又は搭乗券を提出すること。</p>
需用費	<p>事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実証等で使用する原材料費（包装資材、食材費含む）、輸送費・通関費、文献・資料等購入費等の雑費とする。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めない。</p> <p>なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、米の流通連携支援コンソーシアムに提出すること。</p>
役務費	<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費とする。</p>
賃借料及び使用料	<p>事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とする。</p>
委託料	<p>事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とする。</p>

通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送、電話等の通信に係る経費とする。
運送料	<p>事業に供する米穀を、産地等から保管倉庫等に輸送する場合の運送料（積載量10トン程度の大型車の使用を原則とし、運賃に加え、待機時間料、積込料、取卸料、付帯業務料、利用運送手数料等の料金及び有料道路利用料又はフェリー利用料、中継輸送における施設利用料、燃料サーチャージ等の実費を含む。）及び事業に供する米穀を、保管倉庫等から精米事業者等（米穀をとう精し、一般消費者向け袋詰精米等の製造・販売等を行う事業者等をいう。以下同じ。）に輸送する場合の運送料を支払いの対象とする。</p> <p>これらの輸送において、事業に供する米穀以外の米穀又はその他貨物（以下「補助対象外米穀等貨物」という。）との積合せがある場合には、事業に供する米穀と補助対象外米穀等貨物との重量又は面積若しくは容積の割合等により案分し、事業に供する米穀の輸送に要した運送料相当分のみを支払いの対象とする。</p> <p>ただし、速達割増、休日割増並びに深夜・早朝割増等の割増率を適用した輸送及び間接補助事業者が所有する車両等を利用した輸送は支払いの対象外とする。</p> <p>また、精米事業者等から間接補助事業者の配送センター等又は店舗等に輸送する場合の運送料は支払いの対象外とする。</p> <p>申請時に設定された運送料が妥当であるか否かを審査するため、運送料の設定根拠となる資料を添付すること。</p>
保管料	<p>事業に供する米穀を、原則として、倉庫業者に寄託して保管する場合の保管料（テンパリング料及び入庫料等、ピッキング料及び出庫料等の実費を含む。）を支払いの対象とする。</p> <p>また、共同事業体の構成員が所有する倉庫を共同利用する場合にあっては、事業に供する米穀と他の保管物資の重量又は面積若しくは容積の割合等により案分し、保管期間に負担した固定費（照明、空調、冷蔵設備などの電気料金、荷役などの人件費、保険料等）を支払いの対象とする。</p> <p>申請時に設定された保管料が妥当であるか否かを審査するため、保管料の設定根拠となる資料を添付すること。</p>
リース料 又は レンタル料	<p>事業を実施するために必要な機械・器具（フォークリフト、パレット、その他米穀の輸送又は保管、荷役若しくは小分け・包装等に供する機械・器具）、事業の運営に必要なソフトウェア（会計管理、輸送管理又は在庫管理等に供するソフトウェア）の賃借料とする（間接補助事業者が所有するものを使用する場合を除く。）。</p> <p>申請時に設定された賃借料が妥当であるか否かを審査するため、賃借料の設定根拠となる資料を添付すること。</p>

別表 2-1

第1 事業内容	第2 間接補助対象経費の範囲	第3 補助金の予 定額	第4 補助率
<p>2. 小売事業者等・産地 連携モデル化推進事業</p> <p>(1) モデル化推進事業 小売事業者等が米穀の 生産性向上に取り組む産 地と長期契約し、多様 な価格帯の米を消費者 に安定供給するための 直接取引モデルを構築 するために必要な経費 を支援する。</p>	<p>(1) 運送料（運送料及び その他必要な経費）、保管 料（倉庫業者（倉庫業法 （昭和31年法律第121号）に 定める倉庫業を営む者をい う。以下同じ。）に寄託す る場合の保管料及びその他 必要な経費）、とう精賃や 包装資材費など一般消費者 向け袋詰精米等商品の製造 に必要な経費 等</p>	100,000千円	<p>定額</p> <p>(1) 採択1件当たりの 補助上限は47,500千円と する。</p>

別表 2 - 2

費 目	経費の内容
運送料	<p>事業に供する米穀を、産地等から保管倉庫等に輸送する場合の運送料（積載量10トン程度の大型車の使用を原則とし、運賃に加え、待機時間料、積込料、取卸料、付帯業務料、利用運送手数料等の料金及び有料道路利用料又はフェリー利用料、中継輸送における施設利用料、燃料サーチャージ等の実費を含む。）及び事業に供する米穀を、保管倉庫等から精米事業者等（米穀をとう精し、一般消費者向け袋詰精米等の製造・販売等を行う事業者等をいう。以下同じ。）に輸送する場合の運送料を支払いの対象とする。</p> <p>これらの輸送において、事業に供する米穀以外の米穀又はその他貨物（以下「補助対象外米穀等貨物」という。）との積合せがある場合には、事業に供する米穀と補助対象外米穀等貨物との重量又は面積若しくは容積の割合等により案分し、事業に供する米穀の輸送に要した運送料相当分のみを支払いの対象とする。</p> <p>ただし、速達割増、休日割増並びに深夜・早朝割増等の割増率を適用した輸送及び間接補助事業者が所有する車両等を利用した輸送は支払いの対象外とする。</p> <p>また、精米事業者等から間接補助事業者の配送センター等又は店舗等に輸送する場合の運送料は支払いの対象外とする。</p> <p>申請時に設定された運送料が妥当であるか否かを審査するため、運送料の設定根拠となる資料を添付すること。</p>
保管料	<p>事業に供する米穀を、原則として、倉庫業者に寄託して保管する場合の保管料（テンパリング料及び入庫料等、ピッキング料及び出庫料等の実費を含む。）を支払いの対象とする（産地倉庫に寄託保管する場合、精米事業者等の倉庫に寄託保管する場合は、その実態や料金負担の適正性により個別協議の対象とする。）。</p> <p>申請時に設定された保管料が妥当であるか否かを審査するため、保管料の設定根拠となる資料を添付すること。</p>
包装資材費	<p>事業に供する米穀を原料玄米とした一般消費者向け袋詰精米等の製造に供する個包装の調達等に必要経費（デザイン料金、印刷料金などを含む。）を支払いの対象とする。</p> <p>ただし、次の加工委託費に包装資材費等が含まれる場合には、加工委託費の内数として整理すること。</p> <p>申請時に設定された包装資材費が妥当であるか否かを審査するため、包装資材費の設定根拠となる資料を添付すること。</p>
加工委託費	<p>事業に供する米穀を原料玄米とし、その張込から玄米精選工程、精米工程、精米精選工程、計量包装工程までの一般消費者向け袋詰精米等の製造に必要な委託費（委託費に、包装資材費等が含まれる場合には、包装資材費等）を支払いの対象とする。</p> <p>申請時に設定された加工委託費が妥当であるか否かを審査するため、加工委託費の設定根拠となる資料を添付すること。</p>